

武道館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

武道館条例施行規則の一部を改正する規則

武道館条例施行規則（昭和61年岩手県規則第92号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合			アマチュア スポーツに 使用する場 合	その他の催 しに使用す る場合
第1会議室	[略]	円 <u>600</u>	円 <u>1,380</u>	第1会議室	[略]	円 <u>620</u>	円 <u>1,420</u>
第2会議室	[略]	<u>240</u>	<u>570</u>	第2会議室	[略]	<u>250</u>	<u>590</u>
第3会議室	[略]	<u>220</u>	<u>550</u>	第3会議室	[略]	<u>230</u>	<u>560</u>
第4会議室	[略]	<u>220</u>	<u>550</u>	第4会議室	[略]	<u>230</u>	<u>560</u>
ステージ	[略]	<u>260</u>	<u>810</u>	ステージ	[略]	<u>270</u>	<u>830</u>
トレーニング室	[略]	<u>360</u>	<u>780</u>	トレーニング室	[略]	<u>370</u>	<u>800</u>
放送設備（アリーナ）	[略]	<u>260</u>	<u>620</u>	放送設備（アリーナ）	[略]	<u>270</u>	<u>640</u>
放送設備（その他）	[略]	<u>220</u>	<u>550</u>	放送設備（その他）	[略]	<u>230</u>	<u>560</u>
電光得点盤	[略]	<u>310</u>	<u>620</u>	電光得点盤	[略]	<u>320</u>	<u>640</u>
電光掲示板	[略]	<u>240</u>	<u>480</u>	電光掲示板	[略]	<u>250</u>	<u>490</u>
ピアノ	[略]	<u>500</u>	<u>1,000</u>	ピアノ	[略]	<u>510</u>	<u>1,030</u>
[略]				[略]			
レスリングマット	[略]		<u>360</u>	レスリングマット	[略]		<u>370</u>
テント	[略]		円 <u>370</u>	テント	[略]		円 <u>380</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。